



# くすりと健康

一般社団法人  
神戸市薬剤師会

## セルフメディケーション税制

今年1月よりセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まりました。

この税制は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進めるといふ観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人(①)が、平成29年1月1日から平成33年12月31日迄の間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る「特定成分を含んだOTC医薬品(②)」を購入した場合、1年間(1月から12月)に支払った額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除される新税制です。

①の一定の取り組みとは、申請者が申請対象の1年間(1月から12月)に特定健康診査(いわゆるメタボ健

診・予防接種・定期健康診断(事業主健診)・健康診査・がん検診のうち、いずれかひとつを受けていることです。申請には健診等を受けたことを示す書類が必要ですので、領収書や結果通知表などは大切に保管しておいてください。

②のOTC医薬品は、スイッチOTC医薬品と呼ばれる、医療用医薬品からOTC医薬品に転用された医薬品で1500品目以上あります。こちらにも申請には領収書(レシート)が必要ですが、領収書には、商品名、金額、販売店名、販売日のほか、セルフメディケーション税制対象商品である旨が記載されている必要があります。そのため、対象医薬品を購入した際の領収書に、「セルフメディケーション税制対象商品の記載があるか確認してください。もし記載されていない場合には、購入したお店に記入するように依頼してください。

従来からある医療費控除制度は、医療機関に自己負担で支払った医療

費や交通費、治療のための医薬品の購入代金などを含めて10万円(例外もあります)を超えた額(上限:200万円)が控除されるので、医療費等が10万円を超えないと控除の対象にならなかつたのですが、今回のセルフメディケーション税制は対象医薬品の購入額が1万2千円を超えたら控除の対象になるので、医療機関をあまり受診していなくて、スイッチOTC医薬品をよく購入されている方は恩恵があるかもしれません。ただし、セルフメディケーション税制と従前からある医療費控除制度とは同時に利用することはできないので、ご自身でどちらか有利になる方を選んで申告することにになります。

対象医薬品等セルフメディケーション税制について詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(北区)薬局エビエファーマシー

松本博志